

「外皮性能計算ソフト操作講習会」の報告 (社)大分県建築士会日田支部 広報部長 秋 和夫

平成 28 年 12 月 10 日午後 1 時 30 分より、田島本町公民館に於いて、「外皮性能計算ソフト操作講習会」が開催されました。YKKAP 株式会社の無償ソフト配布協力により、大分県建築士会日田支部主催で、15 名の参加で行われました。



(講習会の様子)

1979(昭和 54)年の石油危機を契機に、「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」が制定され、2008(平成 20)年に大きく改正(改正省エネ法)されました。平成 25 年 10 月に施行された省エネルギー基準の中に外皮の熱性能基準が求められており、2020(平成 32)年 4 月 1 日からは、建築確認申請時に、外皮平均熱貫流率 $U_A=0.87W/(m^2K)$ を下回る省エネ基準への適合判定を受けなければなりません。更には、1 次エネルギー消費量を基準の 20%削減と再生可能エネルギーを設置する強化外皮基準を満たしたゼロエネルギーハウス(ZEH)への対応も急務であり、参加者全員が真剣な面持ちで講習を受講していました。



(会場 正面より)



《報告後記》

新築されている非住宅建築物の省エネ基準適合率は約 9 割に達していますが、新築住宅は 5 割以下で、その主な理由は、設計・施工が難しい、知識不足・情報不足による省エネ技術浸透の不十分さによるものだという事だそうです。

ですが、私が考える一番大きな理由は、工事費削減や工期といった発注者の意識の問題だと思っています。その解消のため、我々は、法改正や基準の見直しなどを、勉強して発注者に正しい情報を伝え、高品質の建物を創っていかねばなりません。施主にとって最も簡単な方法は、ハウスメーカーに規格住宅を注文し、「任せるから、上手くやって・・・」でしょう。しかし、同じデザインで揃えられた街づくりや隣人に興味のない人間関係では、人生が希薄で面白味にないものになってしまう気がします。

注文住宅を発注すれば、幾つものハードルを越えながら設計し、更に厳しい検査を経て、建物を完成させなければなりませんから、大変な労力ですし、時間もかかります。少しでもその負担を減らし、飲んで貰える仕事をするため、頑張っていきたいと思っています。

(広報部長 秋 和夫)